

平成 27 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

平成 27 年 3 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

19 番	黒川紀世子君	26 番	柴田眞一君
29 番	小堀田幸一君	33 番	戸谷泰典君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	倉田菊代
参事	藤崎眞二	主査	寺澤大介

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 14号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 15号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 16号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 17号 買受適格証明願について
- 日程第 6 議第 18号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 19号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 8 議第 20号 農地法第 3 条第 2 項第 5 項の規定による別段の面積（下限面積）の
設定について
- 日程第 9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年第 3 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。皆様、大変お忙しい中にご出席いただきありがとうございます。先日、20 日に熊本県農業委員会総会がございまして、私と局長が出席したわけでございますけれども、農地の中間管理機構への出し手が中々こないということで今一度農業委員さんをお願いしてくれということでした。現在受け手の方は、909 経営体から 3,975ha の申し込みがあっているそうです。出し手の方が 273.5ha しかないということで、この間熊日新聞の 1 面にも載っておりますけれども大変少ないということでございます。農家をリタイヤされた方や相続を受けてから農業できない人たちに是非集積をお願いしたいと思います。それから農業委員会法の改正でございましてけれども、見込みが 6 月の下旬から 7 月中に改正法案が成立して、28 年の 4 月 1 日から改正法が施行ということで、現在まだ 10 項目位について話し合いが行われているということです。これは大体見込みということなので、一応お知らせしておきます。

また、今月 3 月はお別れの季節でございますけれども、森内事務局長が定年退職ということで今日が最後の総会でございます。それから異動でございますけれども、局長の後には林局長補佐が局長になっていただくということです。倉田参事が市民課へ異動されます。藤崎参事が倉岳支所のまちづくり推進課市民生活係長ということで異動されることになりました。総会の終了後に一言ずつご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願います。

それでは、本日もよろしくお願います。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 4 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしくお願います。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、27 番、山本隆久委員、28 番、松岡健吾委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の田267㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

2番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の田2,154㎡、畑1,891㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻、みかん、野菜を栽培される計画です。

3番について説明します。旭町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、佐伊津町の畑1,127㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜及び果樹を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。栖本町の譲受人は、福岡県鞍手郡の譲渡人より、栖本町の田339㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

5番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田3筆2,706㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

6番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田2筆2,280㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

7番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田1,823㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1筆1,366㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。会長、1番と2番案件は同一譲受人で同じ場所のため、一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○28番（松岡健吾君） 1番、2番案件の場所は共に本渡東中学校付近です。この土地は戦後贈与してあったらしいのですが、登記申請をされていなかったそうで今回申請がなされております。現在も耕作してある農地で問題ありません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 次に2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。3番について説明致します。まず、場所ですが、佐伊津のホームセンター付近の基盤整備した畑でございます。現在では枇杷の木と玉ねぎをちょっと作ってありました。草は払ってありましたし、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について、担当委員より説明をお願いします。

○25 番（前田達也君） 25 番、前田です。4 番について説明致します。場所ですが、栖本町の海岸線、熊本県の養殖組合があるところの集落になります。譲受人は水稻を現在耕作されておりまして、大変熱心に農業へ取り組まれております。現地を確認致しましたところ、なんら問題ないかと思いましたので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 5 番について、担当委員より説明をお願いします。

○21 番（宮崎義一君） 21 番、宮崎です。5 番、6 番は譲受人が同一でございますので、一括して説明してよろしゅうございますか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○21 番（宮崎義一君） それでは説明させていただきます。譲渡人はそれぞれ叔父と甥の関係でございまして、譲受人が 6 番の譲渡人の孫です。それで孫がするのであればということで、5 番、6 番共に贈与をされるということでございます。特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番について、担当委員より説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。7番についてご説明致します。譲渡人はもう農業はしないということで、譲受人になんとかしてくれということになって、話が成立したようでございます。よろしくご審議の程をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番について、担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。8番の説明をさせていただきます。譲受人のご主人が生前に贈与を約束されていた土地で、この度所有権移転手続きに至っております。場所は国道本渡牛深線の古江というバス停付近です。従来通り隣接の耕作者と協力して農業に従事されるはずですから、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 資料は、②③④と前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。有明町の申請人は、農業用の資材置場としたいため、畑334㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で許可できませんが、農業用の施設であるため例外的に許可することができます。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に農業用の資材置場として利用しているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。1番について説明致します。ただいま事務局から説明があったとおりでございますけれども、どうしても資材置場が足りないということで農機具、肥料置場、それとその他の資材ということです。写真で分かりますとおりビニールハウスも建っており、始末書が出ておりますけれども、コンテナ類もここに入っております。それで面積として資材置場が284㎡、通路が50㎡という計画でございます。給水はありません。生活雑排水もなし。雨水については、道路側溝の溝へ放流。それと隣接地の土砂が流出しないようにするということになっております。また、隣接地からは十分距離もおいで若干盛り土をするという話も聞いております。日照、通風の影響はないようでございます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。御所浦町の申請人は、駐車場としたいため、畑235㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に駐車場としているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番、平岡です。2番について説明致します。資料④は2ページ、前方のスクリーン共にご確認ください。現場はフェリー乗り場から約1.5km海岸沿いを走ったところですが、申請地は既に庭として松の木、椿等が植えられております。塀があつてその中を駐車場として利用したいということです。庭として現在利用されておりますので、始末書が添付されております。区長さんの排水同意書も添付されております。よろしく審議をお願いします。以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(瀧本由一君) 3番について説明します。新和町の申請人は、農業用倉庫を建築したいため、新和町の田1筆571㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、例外規定の「農業用施設用地」に該当するため、許可できることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に建築してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○17番(川崎眞志男君) 17番、川崎です。3番について説明させて致します。場所は県道より農面道路を大多尾方面に行ったところですが、この方は大多尾から引っ越してこられた方でございます。先程説明があったとおりですけれども、始末書があり、区長さんからの同意も取ってありまして、周りは山と道路ということになっておりますので、なんら問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それではご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第4、議第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は、駐車場としたいため、本渡町の譲渡人から、本渡町の田312㎡の内176.64㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明

のとおり父親の実家から贈与により譲り受け、駐車場として転用したいというものです。場所は天寿殿の近くです。資料④は4ページを、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。車3台分の駐車場で、雨水は勾配を設けて道路側溝を利用されます。特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。栄町の譲受人は宅地分譲するため、亀場町の譲渡人から亀場町の田876㎡のうち404.66㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。2番について説明致します。場所は亀川の愛隣保育園付近で住宅地です。亀場町在住の譲渡人は、80歳を過ぎまして、農地を宅地として老後の備えにしたいということです。876㎡のうち404.66㎡を分筆して宅地分譲したいということです。残りの農地は全て自分の農地でございます。北側でございますけれど、ずっと住宅地でございます。問題ないところです。給水と排水は天草市の上水道と公共下水道を利用し、雨水は既設の側溝を利用して流します。そういうことで区長の排水同意書も添付してございます。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。浄南町の譲受人は個人住宅を建築する

ため、大阪市の譲渡人から亀場町の田 255 m²のうち 198.35 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。3番について説明致します。場所は先程の案件と同じく愛隣保育園の近くでございます。申請人はアパートに住んでおられますが、子が成長して手狭になりましたので、交通の便がいい亀川に土地を求めて、個人住宅を建築したいという申請でございます。近頃宅地が伸びてきたところでございます。周囲に農地も非常に少ないところでございます。スクリーンをご覧いただければ分かりますように、現地は道路の高さと同じく、盛り土も切り土も必要ないところでございます。給水は天草市の上水道、排水も天草市の下水道を利用しますということでございます。雨水は右側に水路がございます。前方にも側溝がございますが、そちらに流されます。そういうことで区長さんの排水同意書も添付してございます。農地への悪影響も考えられませんので、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。玉名市の譲受人は個人住宅を建築するため、志柿町の譲渡人から志柿町の畑 392 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。4番について説明致します。資料④の7ページを見ていただければと思います。この場所は瀬戸の掘削で下浦の方に行く道を宅地化してあるところです。図面を見ていただくと、周りはほとんど住宅です。その一角でございまして、今度郷土に帰って家を建てられるということで申請されております。区長の同意も付いております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。志柿町の借受人は太陽光発電施設を設置するため、志柿町の貸渡人から下浦町の田1,845㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成しているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。5番について説明致します。場所は、国道沿いのヤンマー農機のお店の近くです。これは始末書が付いていますけれども、ここは国道が作られる時に、周りの田は全部埋められました。資料④の8ページを見てもらうと分かりますけれども、周囲は家がずっと建っております。周囲の同意も全部取っておりますし、経済産業省の認定通知書も付いております。親子間の貸借でございます。親の土地に太陽光発電施設を作りたいということです。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。太陽光発電については、九州電力さんがもう設置されているのを買うとか買わないとか言ってるわけですが、面積が1,800㎡を超える位あるわけですから、その点はまだ契約はできるとでしょうか。参考までにお尋ねします。

○28番（松岡健吾君） 配置図とか資金計画とかソーラーの見積書とか全て添付してあります。おそらく九電が買うから作らすとじゃなかでしょうか。

○事務局（寺澤大介君） 事務局から補足させていただきます。先程の松岡委員さんからの説明にもありましたように、経済産業省からの通知書と九電からの工事負担金のお知らせも揃っています。この二つが揃っていると県の方でも事業完了の見込みありと判断するということは確認しております。工事負担金のお知らせがあるということは、九電さんとの契約は済んでいるという形になっております。ということで、今回は転用許可が出たらその後太陽光発電施設の設置は確実だろうとみております。

○3 番（川原昭雄君） 確実だろうということでございますので、だろで承っておきます。

○議長（鶴田雄士君） 外に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、自己が経営する店舗の倉庫を建築したいため、静岡県伊東市譲渡人から、有明町の田 272.05 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で許可できませんが、農地法施行規則第33条の第4号の規定にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可できるとなっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、一部を通路としているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11 番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。6番について説明致します。前方のスクリーンをご覧くださいませ。ただいま事務局の方から説明のとおりでございます。写真にありますように、場所は有明町大島子の国道の南側になります。譲受人はお店を経営されておられて、その隣には住宅あります。その隣の田を売買により取得し、倉庫を新築して、残りの土地には先程事務局からの説明のとおり、通路として使用する計画です。なお、生活雑排水につきましては生じないということでございます。雨水につきましては、横に大きい大島子の川に流すということです。それから東側には譲受人の農地があるわけですが、その同意も取っております。行政区長の同意書、始末書も付いており何も問題ないかと思っておりますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

- 議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第17号、買受適格証明願いについてを議題と致します。
事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（瀧本由一君） お手元の資料②④及び前方のスクリーンをご覧ください。議第17号、1番について説明します。牛深町の申請人は、牛深町の畑300㎡を競売により取得したため、転用目的の買受適格者として証明願いたいというものです。競売の場所は、熊本地方裁判所売却場です。付帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き県へ進達できるものとする。」としています。以上です。
- 議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。
- 事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますが、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。申請地は、牛深の下須島・砂月海岸付近に位置します。申請者は、住宅の競売物件を取得する目的で、今回の転用目的の証明願いを提出されております。区長からの排水同意も提出されており、特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は買受適格証明書を交付相当であると決定致します。

-
- 議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第18号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（瀧本由一君） 議第18号について説明します。資料②の6ページからご説明致します。1番、2番の所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が50件、再設定の計画が94件、転賃の計画が9件合計で155件、総面積は367,455㎡となっております。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転賃分が9件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、資料②の31ページ審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。
- 議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説

明はありませんか。

(ありませんの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転2件、利用権設定153件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議題19号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②及び前方のスクリーンをご覧ください。議第19号について説明します。資料②の32ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、五和町外16件、総面積は14,347㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、33ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を、交付申請書の現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1筆ごとにスクリーンで映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②32ページの1番五和町の申請地です。ただいまのスライドは資料②32ページの、2番、3番、6番から8番、五和町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、4番、五和町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、5番、五和町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、11番、五和町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、9番、10番、12番五和町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、13番、五和町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、14番、久玉町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、15番、16番久玉町の申請地です。ただいまのスライドは、資料②32ページの、17番、佐伊津町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 説明のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1番から17番までは山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議題20号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（林泰裕君） お手元の資料⑤をお願い致します。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定についてでございます。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き40アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2010農林業センサスにおいて、管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の57パーセントであること等、同法施行規則第17条第1項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は50アール未満、10アール以上の範囲においてアールを単位として定めることができるが、天草市において40アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということで2点書いております。まず1点目でございますけれども、農地法施行令第6条第3号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並びに天草市が定める「農業経営基盤強化促進法による基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること、これがまず1点。2点目でございますけれども、本年2月2日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、平成27年度の管内各市町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念されるなどの理由により、引き続き天草管内は、斉しく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。資料といたしまして、2枚目に別段面積の設定についてということで農地法3条2項、それから施行規則として、どういう場合であれば認められるかということでありますが、これにつきましては単位をアールとして10アール以上であること。次に農業委員会で定めようとする別段面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであるもの、というような主な規則がございまして、これに適合するかどうかということでございます。その裏面をご覧くださいますと、経営耕地面積規模別農家数がございまして、まず40アール未満であるとうなるかということでございまして、総数を書いてございまして、2,625世帯、に各段階の世帯数を足しますと3,085戸。全体で57.05%となり100分の40をクリアしております。また30アールにおきましてもまだ49.11%ということ

で100分の40をクリアしておりますが、やはりこれにおきましては40アールにしておくのが適当であろうという管内の代表者の意見もございますので、引き続き40アールで上程させていただくものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程9、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項につきましては、資料②の最後のページをご覧ください。農地利用形状変更届けが栖本町から1件あり、盛り土して田を畑として利用するものでした。許可不要転用届けは、熊本県より治山事業の保安林として五和町御領の畑12,486㎡を転用する第5条の届けがありました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成27年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

午後3時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 山本隆久

署名委員 松岡健吾

